

# 建設業法・入契法・品確法等の改正について

国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐 西村 研二

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっています。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「建設業法等の一部を改正する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が第186回国会において全会一致で可決・成立し、いずれも平成26年6月4日に公布されました。本稿では、これらの改正法について、改正内容やその効果を説明します。

## 1 建設業法等の一部を改正する法律について

本法律により、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（「入契法」）、

浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）の4法が改正され、内容に応じて段階的に施行されることとなりました（図1）。本章においては施行日ごとに改正内容を記述していきます。

### （1）公布日より施行されている事項（建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務の追加）

建設工事の担い手を将来にわたって確保するためには、個々の建設業者の積極的な取組みが必要不可欠です。加えて、個々の建設業者のみならず、建設業者団体が、自主的に、また、組織力を活かして効率的に取組みを進めることも必要不可欠です。このため、建設業者や建設業者団体の責務として、建設工事の担い手の育成及び確保等に努めなければならない旨規定されました。本規定に基づいて、建設業者や建設業者団体においては、次のような取組みを行うことが期待されます。

- ・技能労働者、技術者等（以下「技能労働者等」と言います。）に対する講習・研修の実施等の人材育成。
- ・技能労働者等への適切な賃金支払いや社会保険加入の徹底等の就労環境の整備。
- ・下請契約における請負代金の適切な設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の一層の適正化。
- ・広報等による若年者や女性の入職促進。

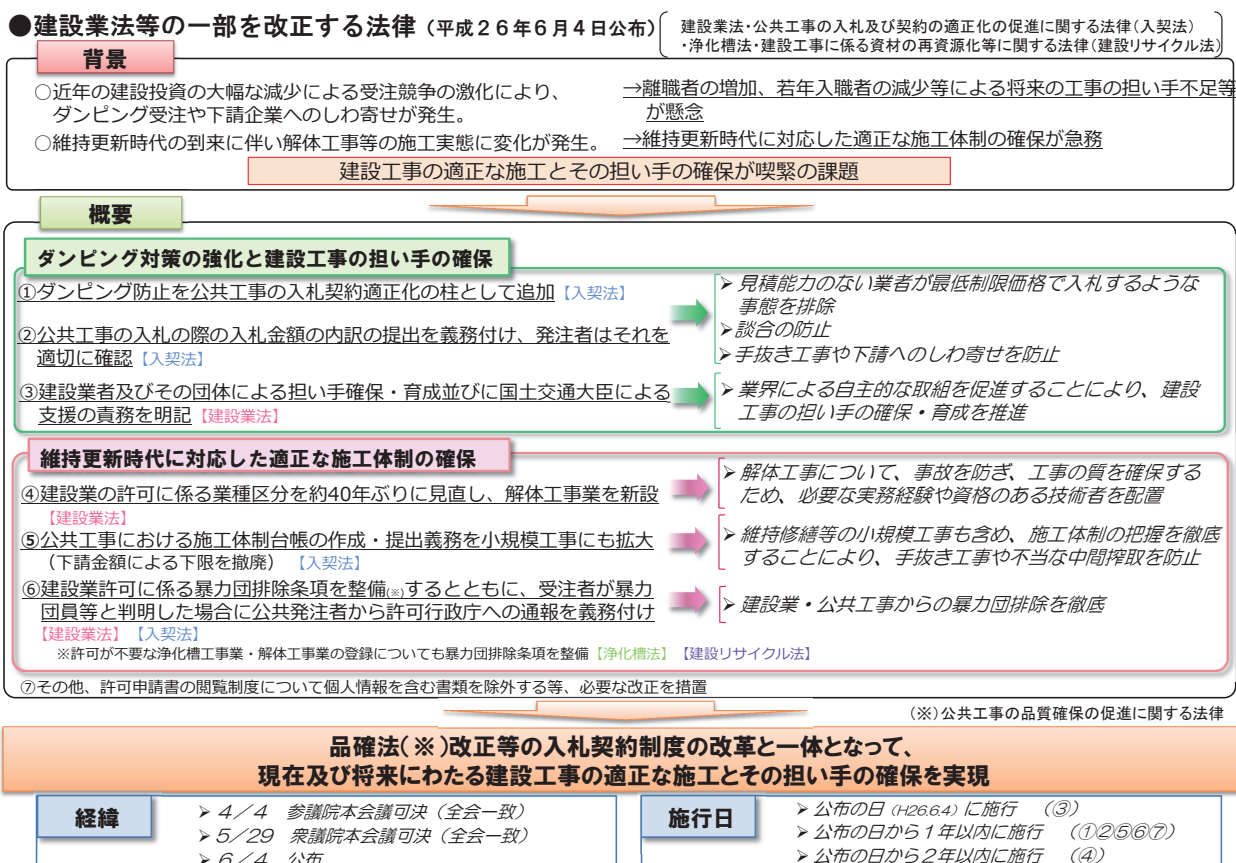


図1 建設業法等の一部を改正する法律の概要

また、国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組みの状況について把握するよう努めるとともに、当該取組みが促進されるように必要な措置を講ずることとされました。

れること」(ダンピングの防止)を追加することとされました。

これに基づき、平成26年9月30日には、入契法に基づく適正化指針の改正が閣議決定されています(図2)。

(2) 平成26年9月20日から施行する事項(ダンピング対策の強化)

(3) 平成27年4月1日から施行する事項

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、その排除は重要な課題です。

ア. 入札金額の内訳の提出(入契法)

また、これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていませんでしたが、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを法律上求めることとしました。

このため、入契法に位置づけられている公共工事の入札契約適正化の基本となるべき事項として、「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止さ

これにより、見積能力のない不良・不適格業者の参入排除や、積算もせずにダンピング受注を行うおうとする業者の排除、談合等の不正行為の防止といった効果が見込まれます(図3)。

## 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

**適正化指針とは：**入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダンピング防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 改正のポイント

#### I. ダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

#### II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

#### III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

#### IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

#### V. 談合防止策の強化

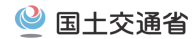
予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

### 適正化指針改正後の運用強化（案）

- 低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その**導入等を要請**
- 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ**個別発注者名を公表**すること等により、改善を促進

図2 適正化指針改正の概要

## 入札金額の内訳書の提出について



これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。  
（＝総額での入札が原則。）

### 入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせず**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

### 入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。

- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事のみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省

### ○入札金額の内訳書のイメージ

（地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例）

| 工事費内訳書 |         |
|--------|---------|
| 工事名    | 道路改築工事  |
| 工事場所   | 〇〇市〇〇町  |
| 工種等    | 見積金額（円） |
| 土工     |         |
| 法面工    |         |
| 擁壁工    |         |
| 雑工     |         |
| 直接工事費  |         |
| 共通仮設費  |         |
| 現場管理費  |         |
| 一般管理費  |         |
| 工事価格   |         |

### 改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、**入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出**することを、法律上求める。

図3 入札金額の内訳書提出

### イ. 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出範囲の拡大（入契法）

現在、公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）の場合のみ作成及び発注者への提出が求められているところ、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされました。これにより、近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）の防止といった効果が見込まれます（図4）。

### ウ. 暴力団排除の徹底（建設業法、浄化槽法、建設リサイクル法及び入契法）

これまで、建設業の許可やその更新の段階に

おいては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっています。しかし、現行法においては、許可の欠格要件や取消事由に位置づけられていないことから、許可後に暴力団員が役員に入った場合などには取消ができないこと等の課題が存在しました。このため、建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加するなどの改正を行いました（図5）。

### (4) 公布の日から2年以内で政令で定める日から施行する事項（解体工事業の新設）

我が国では、高度経済成長期以降に建設された数多くの建築物等が、今後、次々と更新時期を迎えることとなり、解体工事の工事量の増大が見込まれます。一方で、解体工事については、市民を巻き込むような重大な事故の発生や、廃棄物の分別、適正処理など環境面での課題等への対応が求

## 公共工事における施工体制台帳の作成・提出について



これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

### 公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け  
(民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。)
- ②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**  
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

### 小規模な維持・修繕工事の増加

- 公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）  
H14年度：18%→H23年度：28%  
出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省
- 公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）  
新設等：7,110万円　維持・補修：2,850万円  
出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

### ○施工体制台帳の主な記載事項

- 元請企業に関する以下の事項
  - ・許可を受けて営む建設業の種類
  - ・社会保険の加入状況
  - ・建設工事の名称、内容、工期
  - ・監理技術者の氏名及び資格等
- 下請企業に関する以下の事項
  - ・商号又は名称及び住所
  - ・許可を受けた建設業の種類
  - ・社会保険の加入状況
  - ・建設工事の名称、内容、工期
  - ・主任技術者の氏名及び資格等

### ＜添付書類＞

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

### 改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その**金額にかかわらず、施工体制台帳を作成**し、発注者に提出することを求める。  
(=上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。)

図4 施工体制台帳の作成・提出



められています。このため、現行の建設業法においては「とび・土工・コンクリート工事（とび・土工工事業）」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に「解体工事（解体工事業）」を新設することとされました（図6）。

施行日以後に解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりますが、経過措置が設けられ、施行の際すでにとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができることとされています。したがって、とび・土工工事業の許可を有していれば、公布の日から合計5年間程度は、引き続き、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことが可能です。また、この間、当該建設業者は、とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能とされています（図7）。

## 2 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

本改正法は、

- ・近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化

により、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争が生じていること。

- ・その結果、地域の建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下を始めとする就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、さらには建設生産を支える技術・技能が承継されないという深刻な問題が発生していること。
- ・そのような状況の下、今後、公共工事の品質確保の担い手や将来にわたる公共工事の品質の確保に大きな懸念が生じており、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じていることが指摘されていること。
- ・また、発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかと懸念も生じていること。
- ・さらに、現在の入札契約方式が、時代のニーズや政策目的に対応しきれていないこと、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていないこと、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に十分な対応ができていないことなどの課題が指摘さ

### 解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）  
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

#### ○経過措置

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間程度**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。  
（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

図7 解体工事業の新設に伴う経過措置等



- ・不調不落による再度入札等の場合の見積り徴収等による適正な予定価格の設定と速やかな契約の締結。
- ・低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等のダンピング受注の防止措置を講ずること。
- ・計画的な発注や適切な工期設定、適切な設計変更。

これにより、最新単価や実態を反映した予定価格の設定や、歩切りの根絶、ダンピング受注の防止といった効果が期待されます。

### (3) 多様な入札契約制度の導入・活用

発注者は、以下の方式を始めとした、多様な入札契約方式の中から、適切な方式を選択することができることとされました。

- ・技術提案交渉方式（民間のノウハウを活用し、実際に必要とされる価格での契約が可能）。
- ・段階的選抜方式（受発注者の事務負担を軽減）。
- ・複数年契約、一括発注、共同受注などによる地

域社会資本の維持管理に資する方式（地元にいる中小業者等による安定受注が可能）。

また、発注者は、若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の体制確保の状況等の競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する事項を適切に審査・評価するよう努めることとされました。

本改正法を踏まえ、平成26年9月30日には、品確法に基づく基本方針の改正が閣議決定されています（図9）。

さらに、改正法の運用上の留意事項等については、改正法に基づき、国、地方公共団体を含む発注者共通のルールとなる、発注関係事務の適切な実施のための運用指針等において定めることを予定しています。運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を幅広く聴いた上で策定することを予定しています。

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）**

**品確法基本方針とは：**品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

**改正のポイント**

**I. 各発注者が取り組むべき事項を追加**

○**発注者の責務**

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○**多様な入札契約方式の導入・活用**

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

**II. 受注者の責務に関する事項を追加**

○**受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等**が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

**III. その他国として講ずべき施策を追加**

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

図9 品確法基本方針の概要